

# 訪問看護がこんなところでも！？ 介護付有料老人ホームなどにも 訪問いたします！

介護保険を利用しての訪問看護(訪問看護ステーションからの理学療法士によるリハビリを含む)は認められていませんが、下記 ① ② に該当する場合医療保険が適用され訪問看護が可能です。



## ① 特別訪問看護指示書の交付があった場合

急性増悪などの理由により、主治医から特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、訪問看護ステーションからの訪問が可能です。  
特別訪問看護指示書は14日を限度とし、月1回です。  
ただし、気管カニューレと重度褥瘡の場合は月2回の交付が受けられます。

## ② 「厚生労働大臣」が定める疾病

疾患名が明記されている訪問看護指示書の交付が必要です。

### 「厚生労働大臣」が定める疾病一覧

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症
- 重症勤務力症
- スモン
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊髄小脳変性症
- ハンチントン病
- 進行性筋ジストロフィー症
- パーキンソン病関連疾患
- 多系統萎縮症
- プリオン病
- 亜急性硬化性全脳炎
- ライソゾーム病
- 副腎白質ジストロフィー
- 脊髄性筋萎縮症
- 球脊髄性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髄多発神経炎
- 人工呼吸器を装着している状態
- 後天性免疫不全症候群
- 頸髄損傷

以上20疾患等は、医療保険で週4回以上の訪問看護が認められており、看護認定を受けていても医療保険が優先されています。

# 今までにあった医療保険での事例

1

転倒骨折オペ後、回復期を過ぎず、施設へ帰りたいたいとご希望のご利用者様

退院後、2週間の特別訪問看護指示書交付



2

転倒骨折オペ後、回復期を過ぎず、施設へ帰りたいたいとご希望のご利用者様



指定難病受給者証をお持ちの方、または主治医が頻回の訪問を認め、特別訪問看護指示書を交付



# その他の介入事例

上記事例 ① ② に該当しないご利用者様



自費より訪問看護・訪問リハビリのサービス提供



ホームページ・SNS



home page

Cruto 検索



Instagram

@cruto9610 検索



Facebook

Cruto 検索

<http://www.cruto.net/>

訪問看護をもっと身近に



096-234-7774  
運営会社 | 株式会社PLUNURSE

Cruto 嘉島

熊本県上益城郡嘉島町上島2110-3 グローリービル2F  
096-234-7739  
介護事業所番号 | 4362890115

